

10 健康確認

健康な状態で勤務していただくため、採用にあたり健康診断を受診し、所定の診断票を提出していただきます。

11 採用

(1) 横浜市公立学校教員採用候補者名簿への登載

ア 最終合格者(特別選考⑧を除く)は、「令和8年度横浜市公立学校教員採用候補者名簿」(以下「候補者名簿」という。)に登載し、原則として令和8年4月1日に採用します。

(ア)中学校・高等学校「数学」「理科」区分において、申込時に「技術」を併願した方を対象に、「数学」又は「理科」の最終合格に至らなかった方のうち成績上位者については、「技術」の最終合格者として候補者名簿に登載します。

(イ)中学校・高等学校「音楽」「英語」区分において、申込時に「小学校専科教員」を併願した方を対象に、「音楽」又は「英語」の最終合格に至らなかった方のうち成績上位者については、「小学校専科教員」(音楽又は英語)の最終合格者として候補者名簿に登載します。

イ 特別選考⑧最終合格者は令和8年4月に実施する令和9年度採用候補者名簿登載審査(大学3年次の学業成績の審査)の通過をもって、「令和9年度横浜市公立学校教員採用候補者名簿」に登載し、原則として令和9年4月1日に採用します。

(2) 名簿への登載の取消し

令和8年3月31日(特別選考⑧においては令和9年3月31日)までに受験資格に該当する教員免許状を取得できない場合や、採用するにふさわしくない非違行為等があった場合は、候補者名簿への登載を取り消します。

12 大学院進学又は大学院修学継続による採用延期

候補者名簿登載者が、教員としての能力及び資質の向上を目的とした大学院への進学又は大学院修学を継続するために、大学院課程修了後の採用を希望する場合は、採用を延期することができます。ただし、採用延期にあたっては、横浜市教育委員会に本人がその旨の申出を行い、承認される必要があります。なお、延期できる期間の上限は、大学院課程の修了日以後における最初の3月31日までです。ただし、原則として、休学や留年等の本人都合の理由による修学期間の延長は認めません。

採用延期の要件

次の全ての要件を満たす方を対象とします。

(1) 原則として、令和7年12月15日(月)までに、進学又は修学継続の証明書を提出できる方

※大学院進学希望者で期日までに証明書を提出できない方は、事前に連絡してください。

なお、証明書の提出日によっては、採用延期ができない場合があります。

(2) 受験資格に該当する教員免許状を令和8年3月31日までに取得している方

(3) 採用の延期期間中に、大学院課程を修了し、受験した校種・教科等の専修免許状を取得できる方

13 留意事項

(1) 受験申込時や面接カードの記載事項が事実と異なることが明らかになった場合は、失格とする又は採用を取り消すことがあります。

(2) 複数回にわたって申込みを行った場合、全ての申込みが無効となる場合があります。

(3) この試験において、提出された書類は一切返却しません。

(4) 受験に際して収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務の目的にのみ使用します。ただし、横浜市公立学校における講師登録(臨時的任用職員・非常勤講師)を依頼するために、受験申込時に記載した個人情報を利用することについて同意された方は、教育委員会事務局教職員人事課及び各学校教育事務所で講師登録を依頼するにあたって必要な範囲で、個人情報を共有するとともに、講師登録を依頼する際に、御本人宛に電話連絡する場合があります。また、最終合格後に収集する個人情報は、採用に関する事務の目的にのみ使用します。

(5) 試験時間中は、スマートフォン、携帯電話及びICレコーダー等、通信・通話・録音・録画のできる電子機器の使用を禁止します。必ず、電子機器の電源を切り、かばんの中にしまってください。また、試験会場内での録画、録音等の行為についても禁止します。

(6) 試験会場内では、全て監督員の指示に従ってください。従わない場合又は不正とみなす行為をした場合は、失格とし、退出していただくことがあります。